

■正誤問題 (過去に出題された選択肢) 24 問

防火・準防火に関する問題です。○×で回答して下さい。

1. 準防火地域内の3階建、延べ面積400m²の集会場(客席の床面積200m²)は、耐火建築物としなければならない。
2. 防火地域内の2階建、延べ面積120m²の住宅は、耐火建築物としなければならない。
3. 防火地域内の看板で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
4. 準防火地域内の木造2階建、延べ面積190m²の倉庫は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
5. 準防火地域内の2階建、延べ面積400m²の物品販売業を営む店舗は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
6. 防火地域内の3階建、延べ面積80m²の住宅は、耐火建築物としなければならない。
7. 準防火地域内の2階建、延べ面積400m²の飲食店は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
8. 準防火地域内の外壁が耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
9. 準防火地域内の3階建、延べ面積250m²の物品販売業を営む店舗は、耐火建築物としなければならない。
10. 防火地域内の高さ2mの広告塔で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

この問題は、その建物の用途による場合と、地域による場合の両方を調べる必要がありましたね。

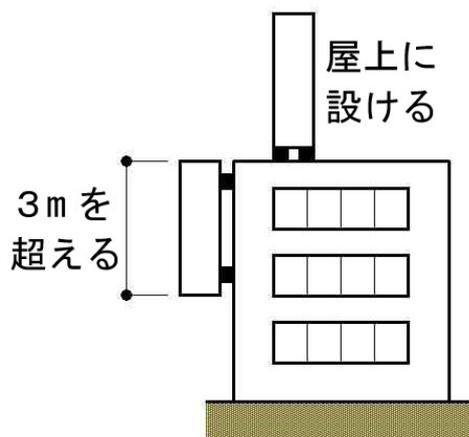


11. 防火地域内においては、建築物に附属する高さ2mの門は、木造とすることができる。
12. 準防火地域内においては、外壁が準耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
13. 準防火地域内においては、3階建、延べ面積400m²の集会場(客席の床面積200m²)は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
14. 準防火地域内においては、木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を準耐火構造としなければならない。
15. 防火地域内においては、高さ5mの広告塔は、その主要な部分を準不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
16. 準防火地域内の3階建、延べ面積200m²の飲食店は、耐火建築物としなければならない。
17. 防火地域内の2階建、延べ面積120m²の事務所は、耐火建築物としなければならない。
18. 防火地域内の建築物の屋上に設ける広告塔は、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
19. 準防火地域内の木造建築物等で、2階建、延べ面積200m²の倉庫は、その外壁の延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
20. 準防火地域内の2階建、延べ面積400m²のマーケットは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
21. 2階建の一戸建て住宅を準防火地域内に新築する場合は、その屋根を不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料で造り、又はふかななければならない。
22. 防火地域内において、高さ2.1mの塀を設ける場合は、その塀を不燃材料で造ることができる。
23. 準防火地域内に木造建築物等として新築する場合は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
24. 防火地域内において、外壁を耐火構造として新築する場合は、外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

■正誤問題 解答編

1. 準防火地域内の3階建、延べ面積400m²の集会場(客席の床面積200m²)は、耐火建築物としなければならない。
1. ○ **法第27条第1項第一号又は第二号により正しい。**
2. 防火地域内の2階建、延べ面積120m²の住宅は、耐火建築物としなければならない。
2. ○ **法第61条により正しい。**
3. 防火地域内の看板で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
3. ○ **法第66条により正しい。**
4. 準防火地域内の木造2階建、延べ面積190m²の倉庫は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
4. ○ **法第62条第2項により正しい。**
5. 準防火地域内の2階建、延べ面積400m²の物品販売業を営む店舗は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
5. × **法第27条第2項第一号及び法第62条第1項により、階数及び面積においても制限を受けません。**
6. 防火地域内の3階建、延べ面積80m²の住宅は、耐火建築物としなければならない。
6. ○ **法第61条により正しい。**
7. 準防火地域内の2階建、延べ面積400m²の飲食店は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
7. × **法第27条第2項第一号及び法第62条第1項により、階数及び面積においても制限を受けません。**
8. 準防火地域内の外壁が耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
8. ○ **法第65条により正しい。**
9. 準防火地域内の3階建、延べ面積250m²の物品販売業を営む店舗は、耐火建築物としなければならない。
9. ○ **法第27条第1項第一号及び令第115条の3第1項三号により正しい。**
10. 防火地域内の高さ2mの広告塔で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
10. ○ **法第66条により正しい。(屋上に設ける場合は、広告塔の高さは関係ありません。)**

11. 防火地域内においては、建築物に附属する高さ2mの門は、木造とすることができる。
11. ○ 高さが2mを超えていないので、正しい(法第61条第四号)。
12. 準防火地域内においては、外壁が準耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
12. × 法第65条により、その外壁を隣地境界線に接して設けることができるのは、外壁が耐火構造の場合です。
13. 準防火地域内においては、3階建、延べ面積400m²の集会場(客席の床面積200m²)は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
13. × 法第27条第1項第二号により、耐火建築物としなければなりません。
14. 準防火地域内においては、木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を準耐火構造としなければならない。
14. × 法第62条第2項により、防火構造とすれば足ります。準耐火構造にまでする必要はありません。
15. 防火地域内においては、高さ5mの広告塔は、その主要な部分を準不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
15. × 法第66条により、不燃材料で造り、又はおおわなければならないので、誤りです。
16. 準防火地域内の3階建、延べ面積200m²の飲食店は、耐火建築物としなければならない。
16. ○ 法第27条第1項第一号により、耐火建築物としなければならない。
17. 防火地域内の2階建、延べ面積120m²の事務所は、耐火建築物としなければならない。
17. ○ 法第61条により正しい。
18. 防火地域内の建築物の屋上に設ける広告塔は、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
18. ○ 法第66条により正しい。(屋上に設ける場合は、広告塔の高さは関係ありません。)



19. 準防火地域内の木造建築物等で、2 階建、延べ面積 200m²の倉庫は、その外壁の延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

19. ○ 法第 62 条第 2 項により正しい。

20. 準防火地域内の 2 階建、延べ面積 400m²のマーケットは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

20. × 法第 62 条第 1 項及び法第 27 条に該当しませんので、耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよい。

21. 2 階建の一戸建て住宅を準防火地域内に新築する場合は、その屋根を不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料で造り、又はふかなければならない。

21. × 準防火地域内の屋根については、法第 63 条、令第 136 条の 2 の 2 及び平成 12 年告示第 1365 号の規定により、不燃材料でつくるか、葺かなければなりません。難燃材料では不可です。

22. 防火地域内において、高さ 2.1m の塀を設ける場合は、その塀を不燃材料で造ることができる。

22. ○ 法第 61 条第三号により正しい。

23. 準防火地域内に木造建築物等として新築する場合は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

23. ○ 法第 62 条第 2 項により正しい。

24. 防火地域内において、外壁を耐火構造として新築する場合は、外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

24. ○ 法第 65 条により正しい。

